

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	大津市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html

執行機関名 大津市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和六十三年条例第二十五号)による地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの(地域特別賃貸住宅)
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第13の2の項 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和六十三年条例第二十五号)による地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第1条	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	住民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、本市に市営住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等